

災害時における駐車場及び施設の提供協力に関する協定書

北名古屋水道企業団（以下「甲」という。）とポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における駐車場及び施設の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、地震等の災害により甲が管理する水道施設に甚大な被害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、乙の所有する駐車場及び施設のうち別紙に記載するもの（以下「提供区画」という。）を甲が一時的に借り受け、有効に活用することにより、当該水道施設の早期復旧を果たすことを目的とする。

第2条（協力の内容）

1. 甲は、災害時等に提供区画を使用する必要があると判断したときは、次に掲げる用途に限定し、乙に対し提供区画の借り受けに関する協力を要請することができる。
 - (1) 前条に定める早期復旧のため甲の応援に訪れた他地域の水道事業者及び水道事業者の車両を提供区画に駐車することで、甲が行う受援活動を効率的且つ能率的なものとする。
 - (2) 前条に定める早期復旧のため甲が必要とする水道復旧用資機材を提供区画に搬入することで、当該早期復旧活動を効率的且つ能率的なものとする。
2. 甲は、乙に対して、当該要請を文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができるものとし、後日すみやかに文書を提出するものとする。

第3条（乙による協力）

乙は、甲の協力要請に基づき、乙の事業遂行上合理的な範囲で甲に協力するものとし、甲に対して遅滞なく要請受諾の可否を通知する。

第4条（提供区画）

甲は、提供区画のみ使用することができるものとする。なお、提供区画は、乙の申し出によりいつでも変更できるものとする。

第5条（使用期間）

- 甲が提供区画を使用することができる期間は、乙が甲の協力要請を受諾した時点から乙が甲に提供区画の使用を終了する旨を通知した時点までとする。
2. 使用期間の終了時期については、前項の規定にかかわらず、甲乙協議のうえ

決定することも可能とする。

第6条（提供区画使用にかかる責任）

1. 甲による提供区画の使用に関連して生じた破損・汚損その他乙の被った損害については、乙の責に帰すべき理由により生じたものであることが明らかとなった場合を除いて、甲は、甲の責任において原状に復するとともに、乙の被った損害を賠償しなければならない。
2. 甲は、提供区画の周辺地域の住民に対し、第1条に定める早期復旧活動の詳細を周知するための必要な措置を、事前に講じなければならない。当該住民とトラブルが発生した場合には、その対応、解決及び賠償について、乙は一切の責任を負わないものとし、甲は、乙が被った損害を賠償する。
3. 甲は、甲による提供区画の使用に関連して第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責に帰すべき理由により生じたものを除いて、その損害を賠償しなければならず、また、乙の被った損害を賠償しなければならない。
4. 乙は、災害時等において甲が第1条に定める早期復旧を果たすという目的のため甲による提供区画の一時的使用を無償で許可することから、甲による提供区画の使用に関連して甲が損害を被った場合であっても、甲に対していかなる責任も負わない。

第7条（返還）

甲は、提供区画を返還する場合は、原状に復した上、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

第8条（費用負担）

乙は、甲が提供区画を使用する場合の使用料は無償とする。

第9条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第10条（有効期間）

この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも相手方に対して更新しない旨の通知がないときは、この協定は、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

- 甲 愛知県北名古屋市薬師寺山浦 1 番地 1
北名古屋水道企業団
企業長 服部 正樹
- 乙 愛知県北名古屋市熊之庄十二社 6 6 － 3
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
工場長 池田 成一郎